

ケアハウスアイビー Heights 運営規程

社会福祉法人 滝上福祉会

ケアハウス アイビーハイツ 運営規程

平成21年	3月28日	制 定
平成23年	10月 1日	一部改正
平成25年	3月16日	一部改正
平成28年	3月17日	一部改正
平成29年	3月16日	一部改正
平成30年	3月13日	一部改正
令和 元年	8月29日	一部改正
令和 2年	3月25日	一部改正
令和 3年	3月25日	一部改正

社会福祉法人滝上福祉会 ケアハウス アイビーハイツ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝上福祉会が、老人福祉法（以下「法」という。）に基づいて設置するケアハウスアイビーハイツ（以下「ハイツ」という。）の適正な運営と入居者に対する適切なサービスの提供を確保するために、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ハイツは法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、ハイツが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、明るく、心豊かに生活できるよう配慮し運営していくものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウスアイビーハイツ
- (2) 所在地 北海道紋別郡滝上町字オシラネツプ原野280番地

(入居定員)

第4条 ハイツの入居定員は、30名とする。

(入居資格)

第5条 ハイツの入居資格は次のとおりとする。

- (1) 年齢は原則として60歳以上の者。ただし、2人用居室利用の場合は、当該者とその者の配偶者もしくは三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- (3) 伝染病疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わないもので、共同生活に適応できる者。
- (4) 各種サービスを利用することにより、自立した生活を送れる者。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料を負担できる者。

(利用料等)

第6条 入居者は、当月分の利用料として、別に定める月額利用料（別紙1『ケアハウス月額利用料』）を、毎月1日に金融機関口座からの自動振込みにより支払うものとする。但し、1日が金融機関の休日にあたる場合は、休日明けの営業日に支払うものとする。

2 入居または退居にともなって、1ヵ月に満たない期間を利用した場合の利用料は次のとおりとする。

(1) 月の途中で入居した場合の利用料は、サービスの提供に要する費用（事務費）を除く費用を日割り計算によって精算するものとする。

(2) 月の途中で退居した場合の利用料は、日割り計算によって精算するものとする。

3 サービスの提供に要する費用（事務費）の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降年1回入居者自身の収入等に関する挙証書類を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、理事会の決定する方針に従い、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に必要な指揮命令を行う等、ハイツの運営管理を統括する

(2) 事務員 1名以上

事務員は庶務及び経理事務に従事する

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入居者の生活相談、助言、身上調査及び入居者サービスの企画と実施に従事する

(4) 介護職員 1名以上

介護職員は入居者の日常生活の援助に従事する

(5) 調理員 3名以上

調理員は、栄養士の指導を受け、食事の調理及び配膳等の調理業務に従事する

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする

(1) 相談及び助言

(2) 食事

(3) 入浴

(4) 緊急時の対応

(5) 保健衛生

(6) 外部（居宅）サービスの利用

(7) 自主活動及びクラブ活動・行事

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について入居者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 入居者は、身体状況の急激な変化等、緊急の対応を必要とする状態になった時は、昼

夜を問わずいつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員は入居者から緊急の対応要請があった場合には、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 入居者が、あらかじめ緊急連絡先を届け出ている場合には、医療機関と同時にその緊急連絡先へも速やかに連絡するものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 従業員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長が定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成23年7月19日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

R元.10～

ケ ア ハ ウ ス 月 額 利 用 料

サービスの提供に要する費用（事務費）	必要経費等（租税・社会保険料等）を控除した後の 『前年の収入』によって徴収金額が変わります。		
	区 分	収 入 金 額	徴 収 金 額
	1	1,500,000円以下	10,000円
	2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
	3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
	4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
	5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
	6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
	7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
	8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
	9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
	10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
	11	2,400,001円～2,500,000円	52,000円
	12	2,500,001円～2,600,000円	59,000円
13	2,600,001円以上	62,500円	
生活費	44,500円（10月から4月までは冬期加算として8,250円が付加されます）		
その他 管理費	7,200円（ワイヤレスナースコール経費、買物等送迎サービス車輛費 物置使用料、冬期加算以外の期間の共用部分暖房費） ※2人用居室利用の場合、内1名は5,300円となります。		
合 計	最低 61,700円 ～ 最高 114,200円（5月～9月）		
その他	居室内の電気・水道・燃料・電話料などは、各個人の負担になります。		

※サービスの提供に要する費用（事務費）及び生活費（冬期加算を含む）は道の基準により、改正があります